TOSHIBA

2023年11月

株主の皆様へ

株式会社　東芝

当社株式公開買付けにともなうスクイーズアウト手続きについて

TBJH株式会社※による当社株式に対する公開買付けが成立したことを受け、2023年11月22日に臨時株主総会を開催いたします。本臨時株主総会における決議を経て、当社株式は、2023年11月22日から2023年12月19日まで整理銘柄に指定された後、2023年12月20日に上場廃止となる見込みです。

公開買付けに応募されなかった当社株主様に対しては、会社法上の株式併合（スクイーズアウト手続き）によって、最終的に公開買付価格（１株あたり4,620円）と同額の金銭を交付することが予定されております。本書類では同手続きに関するよくいただくご質問、お問合せ先をご案内させていただきます。

なお、お手続きの詳細は、2024年１月下旬に三井住友信託銀行㈱から「株式併合後の端数株処分代金のお支払いに関するご案内」（金銭交付のお受け取り方法をご指定いただきます。）をご送付させていただく予定ですので、そちらをご覧ください。

※当社株式に対する公開買付けの成立後、TBJH合同会社は合同会社から株式会社に組織変更を行っております。

今後の主要なスケジュールは以下のとおりです。

－上場廃止日：2023年12月20日（予定）
－株式併合効力発生日：2023年12月22日（予定）
－「株式併合後の端数株処分代金のお支払いに関するご案内」発送日：2024年１月下旬（予定）
－端数株処分代金発送日：2024年３月中～４月上旬（予定）

よくいただくご質問

Q1.　公開買付けに応募しなかった株式はどうなりますか？

Ａ1.　公開買付けに応募されなかった株主様には、

①スクイーズアウト手続きによる現金化

②市場での売却による現金化

の２つの選択肢がございます。上場廃止の前営業日までは、市場売買が可能ですが、上場廃止後も継続して当社株式を保有することはできません。

Q2.　株主に交付される金銭はいつ頃もらえるのですか？

Ａ2.　株式併合の効力発生日（2023年12月22日予定）の後、裁判所の許可を経て行われますが、金銭の交付は2024年３月中から４月上旬を目途に行われる見込みです。

Q3.　今回採用しているスクイーズアウトの方法とは正当な方法なのですか？

Ａ3.　本公開買付け後に実施される予定の株式併合は、2015年５月１日に施行された改正会社法に基づいており、スクイーズアウトの方法として広く一般に使われている手法です。

Q4.　スクイーズアウト手続きによる現金化は、市場での売却による現金化とどのような違いがあるのでしょうか？

Ａ4.　スクイーズアウトは上場廃止後の金銭交付となりますので、非上場株式の譲渡の取扱いとなります。個人株主の場合、譲渡益は税率20.315％（所得税15.315％、住民税５％）の申告分離課税の対象となりますが、非上場株式の譲渡であるため、上場株式等・公社債等の譲渡損益や利子・配当等との損益通算を行うことはできず、翌年以降３年間の譲渡損失の繰越控除も認められていません。また、特定口座やNISA口座で株式を保有している場合でも上場廃止に伴って当該口座から払い出されるため、特定口座やNISA口座内での譲渡とはなりません。したがって、スクイーズアウト手続きにより交付された金銭の額と取得価額との差額が譲渡益となる場合には、原則として確定申告が必要になります。

譲渡益について確定申告を行った場合、国民健康保険料や、後期高齢者の医療費の窓口負担割合などに影響が生じる可能性があります。また、所得税の扶養控除の対象から外れる可能性もありますのでご留意ください。

なお、恐れ入りますが、税務上の具体的な内容に関するご質問等や確定申告の手続きに関しましては、所轄の税務署や税理士等の専門家に直接ご相談くださいますようお願い申し上げます。

Q5.　過去の株価を知りたい場合どうしたらよいでしょうか？

Ａ5.　Yahooファイナンスにて1983年１月４日以降の株価を検索することができます。
https://finance.yahoo.co.jp/quote/6502.T/history
また、東京証券取引所では、1949年５月16日以降の株価を公表しております。
https://www.jpx.co.jp/faq/stock_listed_company.html#listed_company_qa-50

Q6.　確定申告用に取得価額を算出したいがどうしたらよいでしょうか？

A6.　株式の取得時期や取得価額につきましては、お取引の証券会社へご確認ください。

証券会社に取引記録がなく、取得時期が不明の場合、株主名簿管理人の三井住友信託銀行㈱が発行する「株式異動証明書」にて名義書換日を調べて取得時期を把握し、その時期の相場を基に株主様ご自身で取得価額を計算することができます。

「株式異動証明書」の発行手続きに関しては、三井住友信託銀行㈱のホームページよりお手続き用紙をダウンロードいただき、必要事項をご記入のうえご郵送ください。

三井住友信託銀行㈱
ホームページ

プリンターがない場合やご不明な点がある場合は、後記お問合せ先②三井住友信託銀行㈱　証券代行部『東芝専用ダイヤル』にお問合せ願います。

なお、税務上の取得費は、株式等の取得に要した 1 株当たりの価額（一般的には株価）に株数等を乗じて計算しますが、株式の分割または併合が行われた場合など、その 1 株当たりの価額が調整される場合がございますので、ご留意願います。

Q7.　親から相続にて取得した株式を保有していますが、まだ相続手続きが済んでいません。上場廃止までに相続手続きが完了しなかった場合、どうなるのでしょうか？

A7.　上場廃止後は、証券会社でのお手続きはできなくなりますが、引き続き、株主名簿管理人の三井住友信託銀行㈱においてお手続きが可能です。

本公開買付けに関する発表・説明資料やよくいただく
ご質問については、投資家情報サイトの
「当社の株式公開買付けについて」もご覧ください。

当社の株式公開買付けについて

お問合せ先

① ㈱東芝『個人株主・個人投資家様専用ダイヤル』
東芝の株式や投資家情報に関するお問合せは、東芝の個人株主・個人投資家様専用ダイヤルまでご連絡いただきますようお願いいたします。法人の方もご利用いただけます。
0120-926-751　平日 9：00 - 18：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

② 三井住友信託銀行㈱　証券代行部『東芝専用ダイヤル』
株式の諸手続きについてのお問合せにつきましては、お取引先の証券会社にお問合せいただきますようお願いいたします。
但し、特別口座で株式をお持ちの株主様は、株主名簿管理人の三井住友信託銀行㈱　証券代行部『東芝専用ダイヤル』にお問合せいただきますようお願いいたします。
0120-78-6502　平日 9：00 – 17：00（土・日・祝日を除く）

③ 従業員持株会事務局
従業員持株会で取得した株式の取得価額など、持株会に関するお問合せは下記事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。
会社名：東芝ビジネスエキスパート㈱
メール：Tbls-mochikabukai@ml.toshiba.co.jp